

美容医療と広告

Key words : 美容医療、医療広告、医療法

Aesthetic Medicine , Medical Advertisement, Medical Service Law

谷野隆三郎*・西山真一郎**・江崎哲雄***・原口和久****

LEGAL REGULATION OF ADVERTISEMENT IN AESTHETIC MEDICINE

RYUZABURO TANINO*

SHINICHIRO NISHIYAMA**

TETSUO EZAKI***

KAZUHISA HARAGUCHI****

* Department of Surgery, Division of Plastic Surgery, Tokai University School of Medicine, Bohseidai, Isehara, Kanagawa, 259-1193, Japan

** Nishiyama Iin, 1-24-6, Minamiikebukuro, Toshima-ku, Tokyo, 171-0022, Japan

*** Ezaki Clinic, 1-7-10, Yaesu, Chuo-ku, Tokyo, 103-0028, Japan

**** Haraguchi Clinic, 1-12-5, Hakataeki-higashi, Hakata-ku, Fukuoka, 812-0013, Japan

*東海大学医学部外科学系形成外科学

**西山美容外科・形成外科医院

***江崎クリニック

****原口クリニック美容外科・形成外科医院

In April 2007, the Medical Service Law was revised and especially the law of regulation in medical advertisement was widely altered. The further detailed guideline on this issue was also proclaimed from the Ministry of Health, Labour and Welfare. We, as the member of Committee of Advertisement in Japan Association of Aesthetic Medicine, have discussed with the officer of the Ministry for almost one year, especially about the positive list of the words, which we can express in the advertisement. In this paper, we would like to inform the outline of the revision to the member of JSAPS, and to promote the full understanding and also spirits of the observance of this law.

2007年4月に、医療広告に関わる医療法が大幅に改正された。同時に厚生労働省医政局から、この法改正に伴うガイドラインが各都道府県知事に通知された。筆者らは日本美容医療協会「広告の在り方委員会」委員として、医制局総務課の担当者と約1年にわたりこの法改正について協議を重ね、特にわれわれが医療広告に表示しても良いポジティブリストの洗い出しに努力してきた。本稿により、日本美容外科学会の会員諸氏にこれまでの協議の概要を周知することにより、医療法遵守の精神を高めて頂くことを期待する。

1、はじめに

美容外科とは、患者の精神的な悩みを主に外科的手技によって改善することを目的とした診療科で、精神外科ないしは心療外科とも称される。それだけに美容外科（広くは美容医療）に携わる医師には、高度な技術は当然として、医療に対する倫理的配慮とコンプライアンスの精神が求められる。美容医療では一般診療科と違っていわゆる「口コミ」が少ないため、患者がクリニックを選択するにあたって医療広告が果たす役割が大きい。したがって社団法人日本美容医療協会は平成3年に設立されて以来、美容医療広告の適正化に努めてきた。平成6年には協会の広告の在り方委員会が「美容医療に関わる広告、記事等における自主規制コード」を作成し、これが当時の厚生省を通して全国の都道府県知事宛に周知された。しかしこれはあくまでも日本美容医療協会による自主規制であり罰則を伴わなかったため、その効果は一時的に過ぎず1年も経たないうちに違法広告は再び氾濫することとなった。これらの違法広告に関わった医師ならびに広告代理店、出版社に対しては、強い憤りと絶望を感じたものである。医療広告は単に患者に情報を公開するだけでなく、広告主である医師にとってはより多くの患者を獲得する目的があることは当然である。しかし特に美容医療のように自由診療の分野においては他のクリニックとの差別化を図るため、医療法違反を承知で広告代理店や出版社等の広告媒体と組んで違法広告を繰り返しているクリニックが多いことに問題がある。一時は、医療収入の約30%が広告費に使われると聞いた。そこで広告の費用対効果を上げ、またスケールメリットを狙って全国各地にチェーン展開を行うクリニックも多くなった。チェーン展開自体は合法的であり非難をする余地はないが、問題は全てのクリニックにおいて良質の医療が提供できているか、ということである。特に美容外科手術は、時には患者の生涯を左右しかねない結果を招くこともあり、先述のように正式に美容外科の教育を受け高度の技術と強い倫理観をもった医師を各院に配属することは、現実としてなかなか困難である。このような旧態依然とした現状が続く限り美容医療の被害患者も増え続け、何時になっても美容医療に携わる医師は日陰の道を歩かざるを得ないのが現実である。

医療広告は以前より情報開示の方向性が謳われていたが、今回、医療法改正において医療広告に関わる医療法の大幅な改正があり、平成19年4月より施行された。具体的には、広告可能な事項の規定方法を各項目個別に列挙する方式から、一定の性質を有する事項を包括的に規定する方式に改めることにより、客観的な事実については広告可能な事項について大幅に拡大された。以下に厚生労働省より出されたガイドラインの主旨と、日本美容医療協会と医政局総務課の間で交わされた協議の経緯と平成20年7月現在における状況について報告する。

2、医療広告について

医療広告については医療法第6条の5-8（医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告、旧第

69、70条)に規定されている^{1)、2)}。さらに平成19年3月30日付けで、厚生労働省医政局長は各都道府県知事に対し「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)について」を通知、平成20年4月にはこれの一部(標榜診療科名の改正について)を改訂した。今回のガイドラインは、一般保険診療に対しては規制緩和であるが、美容医療に対してはどちらかという規制強化と解釈されている。これは先述の日本美容医療協会で作成した「美容医療に関わる広告、記事等における自主規制コード」より遥かに具体的なガイドラインで、さらに罰則についても言及している。これは過去において一部の美容医療業界や出版・広告業界が、医療広告に関わる医療法を無視してやりたい放題の広告を行ってきたためのとがめであることは否めず、美容医療に携わる医師自身の自粛とコンプライアンスを切に求めたい。日本美容医療協会は平成19年8月1日に臨時総会を開催し、厚生労働省医政局総務課薬事情報専門官 飯村康夫氏よりガイドラインの主旨説明を受け、以後5回に渡って筆者である日本美容医療協会元理事長の西山真一郎、同現事務局長の原口和久、同前「広告の在り方委員会」委員長の江崎哲雄、同現委員長の谷野隆三郎が飯村専門官と表示可能なポジティブリストについて協議を重ねて来た。本稿にはこれらの協議結果に加えて、平成20年7月19日に開催された第102回日本美容外科学会(組織会長:原口和久)学術集会における飯村専門官による特別講演、「「医療広告規制ガイドライン」について～正しい美容医療広告のために～」の講演内容および当日の資料から抜粋したものを加えた。これによってポジティブリストの詳細がかなり明確にされ、先に「規制強化と解釈されている」と書いたが、実際には今まであいまいであった「広告に表示可能な文言」の白黒がかなり明確になり、われわれとしてはポジティブリストの範囲が大幅に緩和されたという印象を持っている。

3、広告の定義

広告とは本来、「広く不特定多数を対象とした」宣伝活動のひとつであり、今回のガイドラインにおいては下記のいずれの要件も満たす場合に広告に該当するものと規定している。

- 1) 患者の受診等を誘引する意図があること(誘因性)
- 2) 医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること(特定性)
- 3) 一般人が認知できる状態にあること(認知性)

4、医療法第6条およびガイドラインの基本方針

今回の法改正の基本方針は、下記のごとくである。

- 1) 表示可能な表現については、従来どおりのポジティブリスト方式であることに変わりはない

い。

- 2) 医療法違反の罰則（刑事罰）は直接罰から間接罰（広告の中止命令・是正命令）へと改正し、都道府県知事、保健所設置市市長、特別区区長に裁量を持たせた。都道府県等は先ずは行政指導で対応し、命令違反に対しては罰則（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）を設けた（後述）。
- 3) ただし虚偽の内容など不適切な広告による不当な誘因を行った場合は、従来どおり直接罰を適用する。例えば「絶対に安全な手術」などという表示は医学的にはあり得ないので虚偽広告として扱う。
- 4) 医療広告に際しては、他の法令（薬事法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など）にも注意し、遵守する必要がある。
- 5) 「特定性」については、複数の医療機関を対象としている場合も含む。
- 6) 暗示的又は間接的な表現も広告となり得る。
- 7) 広告媒体としては、チラシ、新聞の折り込み、タウン誌、フリーペーパー、パンフレット、タクシー広告、看板、新聞、雑誌、放送、Eメール、ビデオ、演述等、不特定多数を対象とした媒体は全て規制対象となる。
- 8) 規制対象としては、医師等の医療従事者又は病院、クリニック等の医療機関だけでなく、広告代理店、出版社、マスコミ、一般人等も含まれる。

5、医療広告に表示可能な表現

- 1) 緩和された広告の例としては、①医療従事者の専門資格（従前は医師・歯科医師のみであったのが、看護師の専門資格も表示可能となった）、②施設や医療従事者等の写真、映像による表現、③治療方針、④治験薬
の一般名・開発コード、⑤提供している診療、治療内容のわかりやすい提示、⑥医療機器に関する事項（但し薬事の承認を得ていることが前提で、商品名は表示不可）等。
- 2) 患者にとって有益な情報が正確に提供される限り幅広く情報開示を認める方向に規制を緩和する。但し、
この情報はガイドラインを逸脱していないことと、客観性と正確性を確保し得るものでなくてはならない。
- 3) 文字だけでなく、写真、イラスト、映像、音声等による表現も可能。
- 4) 患者等の理解が可能となるように、分かりやすい表現の使用や説明を追加することも可能。
- 5) 略号、記号の使用も正確な情報伝達が可能である場合には差し支えない。
- 6) 患者による体験手記や新聞記事は、純粋な記事であれば特定の病院等を推奨している内容であっても表示可能。

通常、下記のものとは広告とは見なされない。

①学術論文、学会発表等、②新聞や雑誌等での記事（但し純粋な取材記事を指し、金銭の授受があった場合は広告と見なす）③体験談、手記等（これも前項に同じ）④院内掲示、院内で配布するパンフレット等、⑤患者等からの申し出に応じて送付するパンフレットや E メール、⑥医療機関の職員募集に関する広告、⑦インターネット上のホームページ（後述）

6、美容医療に関して表示可能な具体的文言

現在のところ、美容医療に関して厚生労働省が示す表示可能な文言（ポジティブリスト）のカテゴリーは下記のごとくであり、ここに広告可能として掲載されていない文言や表現は、原則として広告には掲載できない。但し、表現と意図するものが同じ場合（例えば、腋臭症とワキガなどの読み替えなど）や、包括的に認められる表現（例えば重瞼術と埋没法、外鼻形成術と鼻翼形成術）は限定的ではあるが運用上の問題と理解される。

またこれらの自由診療における広告の表示に際しては、自費診療であることと患者が会計で支払う総額の目安が明記されていなくてはならない。

- 1) 保険診療点数表に既に記載されている症状名（包茎、腋臭症、外鼻変形など）。
- 2) 保険診療点数表に既に記載されている治療法（レーザー治療、腋臭症手術）。ただし、「しみに対するレーザー治療」、「しわに対するレーザー治療」「レーザー脱毛」といった連結表示は不可。理由は、しみやしわ、脱毛の適応で薬事の承認を得たレーザー機器がないこと。
- 3) 既に薬事の承認を得ている医療機器（レーザー、脂肪吸引などの一般名は表示可能だが、具体的な商品名は表示不可）。
- 3) 既に薬事の承認を得ている薬剤（コラーゲンなどの一般名表示可能だが、具体的な商品名は表示不可）。美容を目的としたボツリヌストキシンの使用は現在治験中であり、これを明記すれば治験に関わっている施設に限定すれば表示しても良い。
- 4) 薬事未承認の医療機器や薬剤が関与しない手術であって、一般的な外科手術において使用されるメスやハサミ、縫合糸などや薬事承認の医療機器や薬剤のみしか使わない術式であり、保険診療点数表に既に記載されているものと同一の手技（美容目的でなく、外傷や疾病等の治療が目的であれば保険診療となるもの）。重瞼術、隆鼻術は可。ただしシリコンインプラントは薬事の承認を得ていないため、これを使用した隆鼻術は不可。
- 5) 症状名は原則として表示可能。

今後、日本美容医療協会として表示可能を強く要望する文言のカテゴリーは、下記の如くである。

- 1) 保険診療点数に収載されていない治療法であっても、既に広く行われており安全性が確認されている治療法（豊胸術、植毛術、脱毛術など）。

2) 薬事の承認を得ていない医療機器や医薬品であっても、FDA で既に承認が得られているもの(乳房インプラント、ボツリヌストキシン、ヒアルロン酸、レーザー機器など)。

今後、日本美容医療協会は厚生労働省と更なる話し合いを継続し、ポジティブリストを少しずつ広げるべく努力したい。ただしそのためには、美容医療に関わる医療従事者による違法広告の自粛を切に願います。

平成20年7月現在までに示された、美容医療広告におけるポジティブリスト一覧を Table 1 に示す。

7、医療広告に表示不可能な表現

1) 他の病院又は医療機関と比較して優良である旨の比較広告は表示不可：例えば「日本一」「No.1」「一番」「最高」「絶対」等の表現は、客観的な事実であっても表示できない。

2) 「永久保証」という表示も掲載不可。

3) 誇大広告：必ずしも虚偽ではないが、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現したり、人を誤認させる広告は禁止される。特に治療費に関しては注意を要する。

4) 一学会員会員などとして学会名を表示することは掲載不可。学会は勝手に作れるからという理由。

5) 一般的でない肩書きも掲載不可。

6) キャンペーン価格等は掲載不可。

7) 脱毛レーザーやシミ取りレーザーは掲載不可。理由はこれらを適応とした医療機器が薬事の承認を得ていないため。

8) 客観的な事実であることを証明することができない内容の広告：患者や医療従事者の主観によるものや客観的な事実であることを証明できない事項、エビデンスのない事項については表示不可。勿論、モニター患者による体験談も掲載できない。

9) 公序良俗に反する内容の広告：わいせつ若しくは残虐な写真・映像又は差別を助長する表現、また不安をあおる表示も不可。

10) 治療効果は表示ができない(個々の患者によって治療効果が異なるため)。

11) 写真は、治療効果が一定でないので、治療効果を暗示させるようなものは掲載不可。

その意味からも術前・術後の比較写真は掲載不可。2010.7変更

12) 一相談所、一研究所、一センターなどは、例えばがんセンター等のように公に認められたもの以外は表示不可。

13) 書籍などの出版物やDVD の提供に名を借りた疑似医療広告は勿論、掲載不可。

ちなみに最近の雑誌、単行本、タウン誌、フリーペーパー等の違反広告には、下記のような

具体的な違法表示が見受けられる。

- 1) 顔面：小顔 VFR 法、小顔形成術、ファイバースコープによる入・通院不要なフェイスリフト、トータルフェイスリフト、吸収糸による弛み・シワ治療、金の糸、最新のシワ取りプチ整形アクアミド注入、ヒアルエイド、最新のシワ予防ボトックス、成長細胞（血小板）注入、分離・分層脂肪注入、自己コラーゲン・幹細胞注入、自己コラーゲン・成長細胞による肌再生、PRP 皮膚再生、最新の光照射によるリフトアップ、最新のレーザー治療、スーパーフォトセラピー、スーパーRF、ニキビフォトニューマティック PPX
- 2) 眼部：クイック法・スーパークイック法
- 3) 乳房：バストアップ、MENTOR Silicone、McGhan Silicone、メスを使わない脂肪注入豊胸術、最新の注射だけでバストアップ、グラマーバスト、スーパーナチュラルバッグ、マンマリーヒアル、ヒアルロン酸でのバストアップ
- 4) 躯幹：炭酸ガス注入法、注射で痩せる、メソセラピーダイエット（脂肪溶解注射）、ノーニードルメソセラピー
- 5) 性器：、シリコンボール挿入術、陰茎増大術、陰茎長茎術、亀頭増大術、小陰唇形成術、小陰唇縮小術、臍縮小術
- 6) 薬事で承認を得ていない医薬品・医療機器を用いた治療法、医療機器の商品名や個人名を使用した治療法：スーパーヒアルロン酸（ピュラジェン）、フォトフェイシャル、カーボメッド、ウルトラシェーブ、フラクセル、サーマクール、スターラックス、エンダモロジー、カンタースレッドリフト、ロシアンリフト、金の糸リフト、ビーナスリフト、メソリフト（ヒアルロン酸注入法）、サージダーム（ヒアルロン酸）、イソダーム、オバジ、クロモナイト光線治療、血小板を用いた若返り法
- 7) その他：プチ整形、プチリポ、～式美容整形（形成）術、メスを使わない美容整形、包帯はもういらぬ、さり気なくナチュラルに、大量の脂肪注入が可能になりました、オートファイバー法（脂肪注入法）、期間限定のキャンペーン価格、患者を呼び込むための低価格（患者が実際に会計で支払う金額の目安を記載する必要あり）

8、インターネットを通じた広告、宣伝

最近インターネットが一般化し各種情報が溢れている。ただしインターネットを通じた情報は無意識に目に入ってくる訳ではなく、意識的に検索しなければ得られない。すなわちホームページは広告の定義である不特定多数を対象としていないため、医療法では取り締まりの対象とはしないということである。ただしバナー広告や費用負担による検索結果の上位表示は広告と見なされ、その表示はあくまでもガイドラインに沿ったものでなくてはならない。また今後、内容のエスカレート次第では規制の対象になるという話もある。

9、記事広告等

広告主である医療機関が広告代理店や出版社、新聞社等に費用を支払って取材記事風に仕立てた、いわゆる記事広告は取締りの対象となる。またラジオ放送やテレビ番組も純粋な取材であれば問題ないが、同じく広告主側から名目を問わず対価が支払われている場合は取締りの対象となる。

10、違反広告の取締り

前述のように、医療法違反の罰則は直接罰から間接罰に改正されたが、虚偽の内容など不適切な広告により不当な誘因を行った場合は直ちに直接罰を適用するということである。違反広告を発見した場合、とりあえずの届出先は広告主の所在地である地区の保健所である。広告の内容に違法性が認められた場合は、都道府県等が広告主である医療機関と広告代理店、出版社や新聞社等に対して行政指導を行い、これに応じない場合は刑事訴訟法にしたがい警察に告発される場合もあり得る。また悪質な違反広告に対しては、管理者の変更命令や開設許可の取消等の行政処分が規定されている。

違反広告の摘発については現在、日本美容医療協会において以前のように医療機関と広告代理店、出版社に対する警告書、都道府県等ないしは保健所に対する行政指導の要望書等を復活し、一括して取り扱うかどうか検討中である。

11、おわりに

美容外科医も医師である以上、自らが品位と節度をもって医療広告に対処していくことによって、美容医療全体のレベルと地位の向上を図らなくてはならない。医療広告については医師が今まで甘やかされすぎたために、自らのプロフェッショナルオトノミーを放棄してしまっている現状を、厳しく自省する必要がある。過去を振り返ると、多くの違反広告を出している医師は責任を広告代理店や出版社に押し付けている例が多いが、本来は広告主である医師自身が医療法を熟知した上で自らが対処しなくてはならない。美容医療業界はもはや過当競争で、ややもすると違反広告に走りがちではあるが、今後は原則間接罰とはいえ行政処分を含めた罰則が明記されている以上、コンプライアンス精神に基づいた医療広告に努めて頂きたい。

また厚生労働省がこれだけ思い切った医療広告のガイドラインを出した以上、今後、各都道府県等、保健所も含めて行政が違反広告にどれだけ厳しい対応をするか注視する必要がある。いずれにしてもまじめに美容医療に取り組んでいる医師にとって、今まで通りの「やり得」の事態をこれ以上看過することはできず、今後における行政の出方を十分に見守っていきたい。

謝辞

本稿の推敲にあたり、厚生労働省医政局総務課薬事情報専門官 飯村康夫氏より多大なるご協力を得たことに深謝致します。

文献：

1) 医療法制研究会編集、医療六法：平成20年版、中央法規出版株式会社、東京、2008

医療法については1-30頁、第二節「医業、歯科医業、又は助産師の業務等の広告」は6-8頁に、「医療広告ガイドライン」については447-470頁に記載されている。

2) 医療法制研究会編集、医療広告 Q&A、中央法規出版株式会社、東京、2008

実際にはこれに、上記の医療六法の広告に関わる部分が、「医療広告ガイドライン」も含めて豊富なQ&Aとともに記載されているので、こちらを通読するだけでも十分である。

Table 1 : The list of the words in Advertisement of Aesthetic Medicine (As of July in 2008)

(○ : permitted、× : not permitted、△ : permitted under limited condition)

手術	術式	保険診療点数表に収載	FDA認可	広告表示可能	広告表示希望	表示可、不可の理由、その他
頭髪	(自毛)植毛	×		×	○	
	人工毛植毛	×		×		
脱毛	(医療)脱毛	×		×	○	
	電気脱毛	×		×	○	いずれも薬事の承認を得た機器がない。ちなみに、エステにおけるレーザーや光脱毛は医師法違反として取締りの対象となる
	針(ニードル)脱毛	×		×	○	
	レーザー脱毛	×	○	×	○	
	光(IPL)脱毛	×	○	×	○	
眼瞼	重瞼術、二重瞼形成術	×		○		前記、5、表示可能な具体的文言5)に該当
	目頭切開	○		○		内眦(眼角)形成術として保険収載
	眼瞼下垂手術	○		○		
	眼瞼形成術	○		○		
	上、下眼瞼タルミ(しわ)取り術	×		○		前記、5、表示可能な具体的文言5)に該当
鼻	鼻形成術	○		○		変形外鼻形成術として保険収載
	隆鼻術	×		△	○	前記、5、表示可能な具体的文言5)に該当、但しシリコンインプラントを用いた隆鼻術は不可(薬事未承認のため)
	低鼻術	×		○		前記、5、表示可能な具体的文言5)に該当
	整鼻術	×		○		前記、5、表示可能な具体的文言5)に該当
顔面	顔面除皺術(フェ	×		○		前記、5、表示可能な具体的文

	イスリフト)					言5)に該当。但し、特殊な糸を用いた術式は表示不可(糸が薬事未承認のため)
	小顔形成術	×		×		
	頬骨骨切り・頬骨形成術	○		○		頬骨骨折観血的整復術として保険収載
	上顎骨形成術	○		○		
	下顎骨(おとがい)形成術	○		○		
	下顎角骨(エラ張り)形成術	○		○		下顎骨部分切除術として保険収載あり
	輪郭形成術	×		×	○	
口唇	口唇形成術	○		○		
乳房	豊胸術	×		×	○	シリコンバッグが薬事で承認されれば表示可
	プチ豊胸術	×		×		
	下垂乳房形成術	×		○		前記、5、表示可能な具体的文言5)に該当
	乳房縮小術	×		○		前記、5、表示可能な具体的文言5)に該当
	乳房異物除去術	○		○		シリコノーマなどの異物肉芽腫は、乳腺腫瘍摘出術ないしは皮下腫瘍摘出術として保険収載
	乳頭形成術	○		○		
	陥没乳頭形成術	○		○		
	乳輪形成術	○		○		
	乳輪縮小術	○		○		
腋窩	腋臭症(ワキガ)手術	○		○		
	多汗症手術	×		○		前記、5、表示可能な具体的文言5)に該当、但しボツリヌストキシンを用いた術式は表示不可

						可
躯幹	脂肪吸引術	○	○	○		非常に古い機器ではあるが、薬事の承認を得た脂肪吸引器がある。原則としてはこの機器を用いた術式に限定。
	脂肪注入術	×		×		
臍	臍ヘルニア手術	○		○		
	デベソ手術	×		○		前記、5、表示可能な具体的文言5)に該当
陰部	包茎手術	○		○		
	精管形成手術	○		○		
	精管切断・切除術	○		○		
	パイプカット	○		○		精管切断・切除術として保険収載
	性転換手術	×		×		
薬剤、医療機器	名 称	薬 事 承 認	FDA 認 可	広 告 表 示 可 能	広 告 表 示 希 望	表示可、不可の理由、その他
注 入 剤 (フィラー)	コラーゲン	○	○	△		基本的には薬事で承認を得ている製品を使用する場合に限り表示可能
	ヒアルロン酸	×	○	×	○	薬事承認品の適応は関節用のみ
人工乳房 (バ ッ グ)	乳房インプラント (人工乳房)	×	○	×	○	現在は薬事承認品がない
	(コヒーシブ)シリコンバッグ	×	○	×	○	現在は薬事承認品がない
	生理食塩水バッグ	×	○	×	○	現在は薬事承認品がない
レーザー 機器等	レーザー照射治療	○	○	△	○	基本的には薬事の承認が得られている機器を、各機器に対応した適応疾患に使用する場合に限り表示可能。従って「しみに対するレーザー治療」、「しわに対

						するレーザー治療」「レーザー脱毛」といった連結表示は不可。
	炭酸ガスレーザー	○		○		
	色素(ダイ)レーザー	○	○	△	○	但し、適応は単純性血管腫、莓状血管腫、毛細血管拡張症に限定
	(Qスイッチ)ルビーレーザー	○	○	△	○	但し適応は、大田母斑、異所性蒙古斑、外傷性色素斑、扁平母斑に限定
	(Qスイッチ)アレキサンドライトレーザー	○	○	△	○	
	(Qスイッチ)ヤグ(YAG)レーザー	×	○	×	○	薬事で承認された機器がない
	光(IPL)治療	×	○	×	○	薬事で承認された機器がない
	高周波(ラジオ波)	×	○	×	○	美容を目的として薬事で承認された機器がない
	超音波	×	○	×	○	美容を目的として薬事で承認された機器がない
薬剤	ボツリヌストキシンA	○ 2009.1変更	○	○ 2009.1変更	2009.1変更	ボトックス： 眼瞼痙攣、片側顔面痙攣に使用 ボトックスビスタ： 眉間の表情皺に使用 2009.1変更
	トレチノイン、レチノール	×	○	×	○	薬事で承認されていない
	ハイドロキノン	×	?	×	○	但し、薬効がほとんどない低濃度のものは化粧品として認可
	ビタミンC	△		×	○	内服、注射は良いが、ビタミン導入としては不可
	プラセンタ(胎盤)エキス	△		×		但し、適応は肝機能傷害、更年期障害、乳汁分泌不全に限定、美容目的の表示は不可

	美白剤	×		×		一部の美白剤が、薬効が期待できない濃度で化粧品として認可されている
症状 その他の 表現	表示	薬事承認	FDA認可	広告掲載可能	広告掲載希望	表示可、不可の理由、その他
	薄毛、抜け毛、毛髪のトラブル、男性型脱毛症(AGA)			○		フィナステリドを用いる場合は、「発毛」も表示可能
	多毛			○		
	皺(シワ)			○		
	弛み(タルミ)			○		
	シミ・ソバカス・肝斑			○		
	ニキビ・ニキビ跡			○		
	毛穴、毛孔拡大(開)			○		
	肌荒れ			○		
	蒙古ヒダ			○		
	一重瞼			○		
	ワシ鼻・鉤鼻、獅子鼻			○		
	肥満			○		
	脂肪沈着			○		
	イオン導入	○		×	○	イオンとフォレーシスとして保険に収載されているが、現在流通している導入器は薬事の承認を得ていない。導入するビタミンの問題もある
	ビタミン導入	△		×	○	
メソセラピー	×			○	手技と薬剤の問題	

痩身術			△		ダイエット、食事療法、運動療法などの表示は可
PRP (多血小板血漿)	×		×		エビデンスが確立されていない
幹細胞治療法	×		×		エビデンスが確立されていない
美容 (審美) 歯科			×		広告可能な診療科目ではない
抗加齢 (アンチエイジング)			×	○	公的医療保険の対象でも、薬事法の承認を得た医薬品等による治療法でもないため
ホワイトニング	△		△		歯牙のホワイトニングは、薬事承認を得ている医療機器 (薬剤) を使用する場合のみ。皮膚の美白は不可
ケミカルピーリング	△		△	○	サリチル酸はスピール膏として承認されているのでケミカルピーリングとしても表示可能であるが、AHA (フルーツ酸) などは薬事で承認されていない。

変更履歴

◆2009年1月変更 (P.14)

変更前	変更後
<p>〈保険診療点数表に収載〉× (治験中) 〈広告表示可能〉△ 〈広告表示希望〉○ 〈表示可、不可の理由、その他〉 但し現在、治験を施行している施設に限っては その旨を同時に表示すれば可</p>	<p>〈保険診療点数表に収載〉○ 〈広告表示可能〉○ 〈広告表示希望〉なし 〈表示可、不可の理由、その他〉 ボトックス：眼瞼痙攣、片側顔面痙攣に使用 ボトックスビスタ：眉間の表情皺に使用</p>

◆2010年7月変更 (P.7)

変更前	変更後
<p>11) 写真は術前ないしは術後のどちらか一方であれば掲載可能であるが、術前・術後の比較写真は掲載不可。</p>	<p>11) 写真は、治療効果が一定でないので、治療効果を暗示させるようなものは掲載不可。その意味からも術前・術後の比較 写真は掲載不可。</p>